利用できる病状（吉永病院）

令和8年9月１日現在

学校感染症の場合

第２種学校感染症（出席停止）	
感染症病名	病児・病後児保育の預かり可能な症状の目安
新型コロナウイルス感染症	症状が落ち着いており、医師の診察を受け利用可能となれば〇
インフルエンザ	〃
百日咳	医師の診察を受け利用可能となれば〇
麻疹	解熱後３日経過している
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	医師の診察を受け利用可能となれば〇
風疹	解熱し、発疹が消失している。 発疹が出現後３日程度・色素沈着（赤黒くなってしばらく残る）はかまわない
水痘	すべての発疹が痂皮化（黒ずんで乾いている）している （発疹出現から７日前後）
咽頭結膜熱（プール熱）	医師の診察を受け利用可能となれば〇

第３種学校感染症（出席停止の可能性あり－医師の指示）	
感染症病名	病児・病後児保育の預かり可能な症状の目安
流行性角結膜炎(はやり目)	医師の診察を受け利用可能となれば〇
急性出血性結膜炎	〃
ヘルパンギーナ	〃
溶連菌感染症	〃
マイコプラズマ肺炎	〃
伝染性紅斑（りんご病）	〃
手足口病	〃
RSウイルス感染症(RSウイルス気管支炎)	〃
感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症） （ノロウイルス・アデノウイルス ロタウイルス）	繰り返す嘔吐がない場合
突発性発疹	医師の診察を受け利用可能となれば〇
伝染性膿痂疹（とびひ）	〃

一般症状の場合

一般症状	病児・病後児保育の目安
熱	原則３８．５℃程度までだが、医師の診察を受け利用可能となれば〇
嘔吐・下痢・胃腸障害の場合（消化器症状）	激しい腹痛、頻繁に起こる下痢、嘔吐のない場合は利用可能
眼科	伝染性でない場合は、利用可能
耳鼻科	医師の診察により判断する。
外傷の場合	骨折や縫うような怪我の場合でも、診療情報提供書があれば、利用可能

※かかりつけの医療機関に病児・病後児保育の利用が可能と判断いただいた場合でも急な症状の変化により、高熱・下痢・咳などが　ひどい時は、お断りする場合もあります。
※利用の目安は上記によりますが、お預かりは医師の当日の診察により判断します。